

特別障害者手当・障害児福祉手当

日常生活に常時介護を必要とする障がい者（児）で、支給要件を満たす方に特別障害者手当、障害児福祉手当が支給されます。申請には指定の診断書などが必要ですので、詳しくは社会福祉課までお問い合わせください。

特別障害者手当

【対象者】

日常生活において常時特別な介護を必要とする状態で、次の①～⑦の障がいがある、在宅で20歳以上の特別重度障がい者

①両眼の視力の和が0.04以下

②両耳の聴力レベルが100デシベル以上

③両上肢の機能に著しい障がい、両上肢のすべての指を欠く、両上肢のすべての指の機能に著しい障がいがある

④両下肢の機能に著しい障がい、両下肢を足関節以上で欠く

⑤体幹の機能に、座っていることができない程度か立ち上がることでない程度か程度の障がいがある

⑥前記①～⑤のほか、身体機能の障がいまたは長期にわたる絶対安静が必要な症状が①～⑤と同程度以上と認められる状態であり、日常生活の用事を行うことが著しく困難な状態にある

⑦精神の障がいまたは最重度の知的障がい（前記①～⑥と同程度以上と認められる）

【支給制限】

①施設に入所している方

②病院または診療所に3か月以上継続して入院している方

③支給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上であるとき（支給資格者の所得には障害基礎年金を含みます）

【手当ての額】

◎平成27年4月から
月額26,620円

【支給月】

2月・5月・8月・11月

障害児福祉手当

【対象者】

日常生活において常時介護を必要とする状態で、次の①～⑩のいずれかに該当する、在宅で20歳未満の重度障がい児

①両眼の視力の和が0.02以下

②両耳の聴力が補聴器を使用しても音声を識別することができない

③両上肢の機能に著しい障がいがある

④両下肢のすべての指を欠く

⑤両下肢がまったく動かない

⑥両大腿を2分の1以上失っている

⑦体幹の機能に、座っていることができない程度の障がいがある

【手当ての額】

◎平成27年4月から
月額14,480円

⑧前記①～⑦のほか、身体機能の障がいまたは長期にわたる絶対安静が必要な症状が①～⑦と同程度以上と認められる状態であり、日常生活の用事を行うことが著しく困難な状態にある

⑨精神の障がいまたは最重度の知的障がい（前記①～⑧と同程度以上と認められる）

【支給制限】

①施設に入所している方

②病院または診療所に3か月以上継続して入院している方

③支給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上であるとき

【手当ての額】

◎平成27年4月から
月額14,480円

【現況届の提出をお忘れなく】
特別障害者手当・障害児福祉手当を受給されている方は、省令に基づき例年8月に「現況届」を提出することになっています。

受給されている方には8月上旬に通知書を郵送いたしますので、忘れずに届出をしてください。

【受付日時】

8月11日（火）～31日（月）
※土日を除く

午前8時30分～午後5時
※正午から午後1時を除く

【提出場所】

社会福祉課窓口（石橋庁舎1階）

【持ってくるもの】

◎現況届

◎平成26年中に受給した年金等の種類・受給額の分かる書類の写し（受給者のみ）

◎平成27年度の所得証明書または住民税決定証明書（転入等により平成27年1月1日に下野市に住所がない方のみ）

下野市観光大使「カンピくん」が最近挑戦したことは何でしょうか？
①「カンピくん体操」を作った。②LINEスタンプに登場した。③家を建てた。